



福津市 屋外広告物の手引き

— 目次 —

| | | | |
|--------------------|---|-------------------|----|
| はじめに | 1 | 屋外広告物の基準 | 5 |
| 屋外広告物と許可申請 | 1 | 適用除外 | 12 |
| 許可申請の流れ・手続き | 2 | 表示期間、手数料、罰則 | 13 |
| 禁止広告物と禁止物件 | 3 | 経過措置 | 14 |
| 禁止地域と許可地域の概要 | 4 | | |

はじめに

福津市では、景観法に基づく景観計画・景観条例を平成 26 年 4 月から施行し、市ならではの良好な景観形成の実現を目指しています。

屋外広告物は景観を形成する要素の一つであり、その表示や設置に際しては、安全性の確保はもとより周辺景観との調和が求められます。特に、市民や観光客の目に触れることの多い景観重点区域（福津市景観計画で定める景観重点区域）では、地域の景観特性に配慮した規模・数量・色彩とする必要があります。

そこで市では、公衆に対する危害を防止するとともに、市の良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するため、独自の屋外広告物条例を制定しました。（平成 27 年 11 月 1 日施行）

この手引きは、市域での屋外広告物の規制概要を示すとともに、地域ごとの屋外広告物の許可個別基準等について解説しています。

ここに掲げるルールをご理解いただき、未来へつなげる景観まちづくりが一層進展するよう、皆様のご協力をお願いいたします。

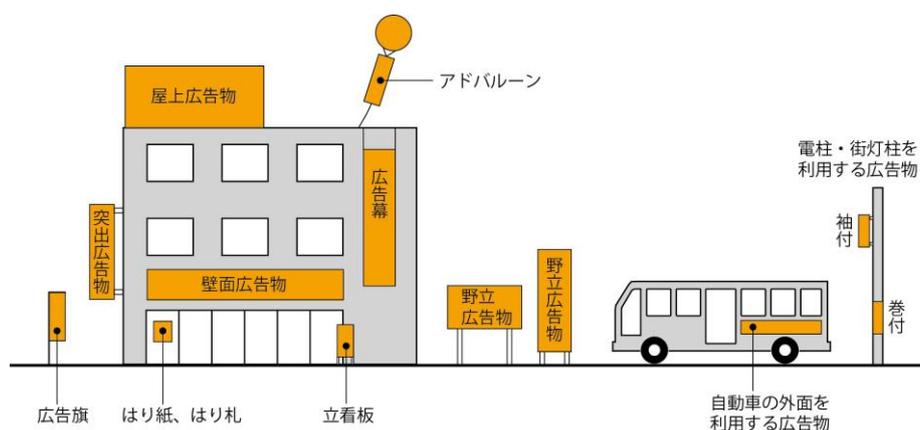
屋外広告物と許可申請

条例第 6 条、条例第 12 条、条例第 15 条

屋外広告物とは

常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板、広告幕、広告旗、立看板、アドバルーン、はり紙、はり札の類、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物などをいいます。

このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものであっても常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します（公有地、民有地を問いません）。



屋外広告物許可申請とは

福津市内に広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置する場合は、市長の許可が必要です。

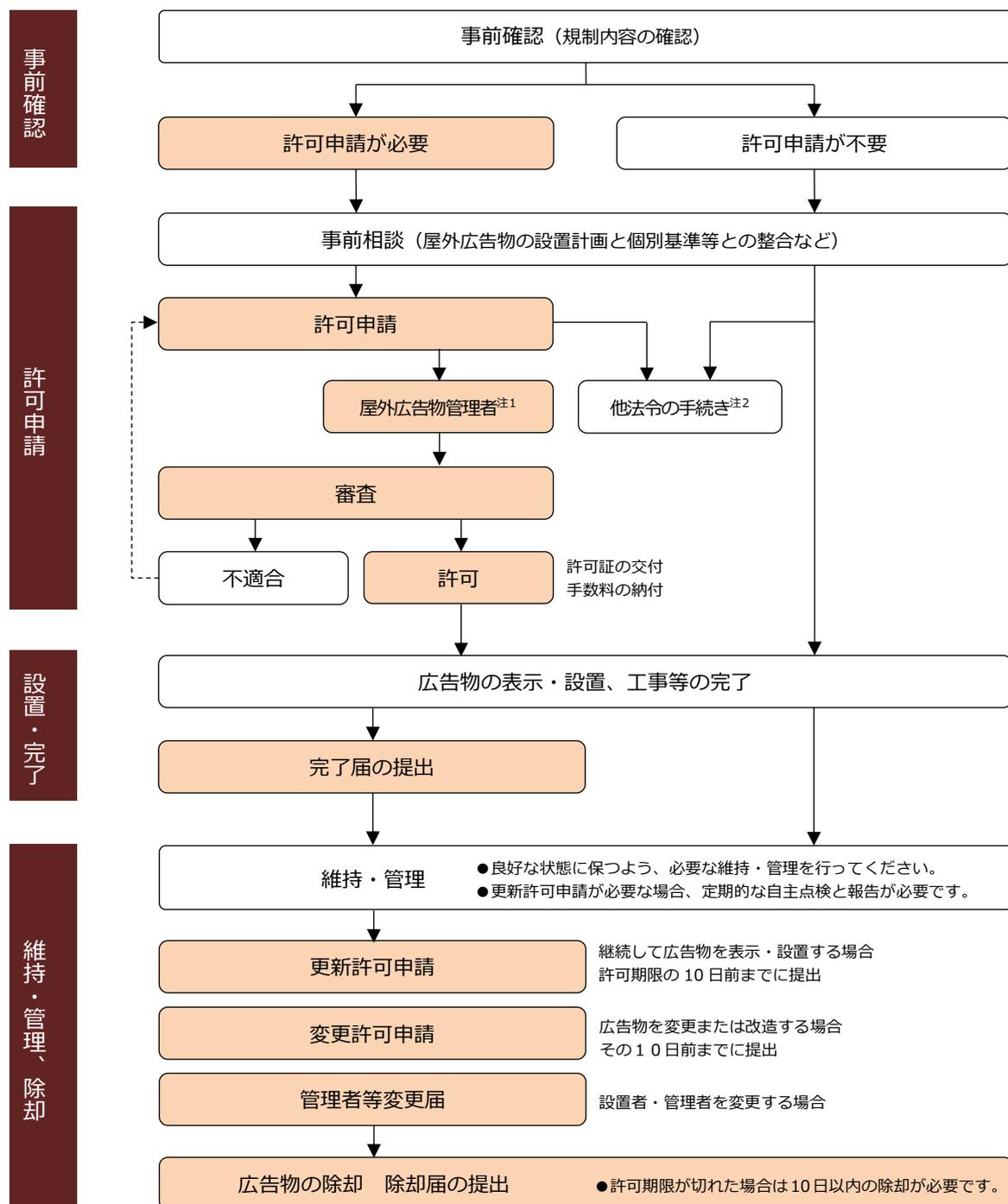
許可期間内に広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き広告物を掲示する場合も、市長の許可が必要です。

なお、一定規模以下の広告物など、許可申請の適用除外となる広告物があります。

許可申請の流れ・手続き

許可申請は、広告物の所有者に当たる広告主が原則として行いますが、広告物の製作・設置者が代理で行うこともできます。

広告主は、自己の広告物の責任を負いますので、必ず設置前に許可申請の要・不要を確認してください。また、製作・設置者は、広告主に許可申請の理解を促す必要があります。



注1：はり紙、はり札等、立看板等、広告旗等の簡易な広告物を除き、広告物を表示・設置する場合は、広告物を管理する者の設置が義務づけられています。また、鉄骨造りや石造り等で建築主事の確認を受けた広告物を管理するものは、「建築士」・「屋外広告物士」のいずれかの資格を有する者でなければなりません。※屋外広告物士…屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する資格を有する者

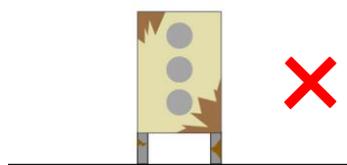
注2：例えば、高さが4mを超える広告物は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。道路に広告物を表示・設置する場合は、道路占用許可（各道路管理者）・道路使用許可（道路を管轄する警察署）が必要です。

禁止広告物

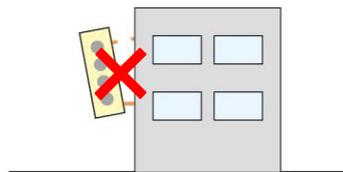
条例第13条

福津市屋外広告物条例では、次のような広告物は、すべての地域において表示できません。

- 著しく汚染、退色、または塗料等が剥離したもの
- 著しく破損、または老朽したもの
- 倒壊や落下のおそれがあるもの
- 信号機や道路標識等に類似しているか、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



著しい汚損、剥離



倒壊、落下のおそれ



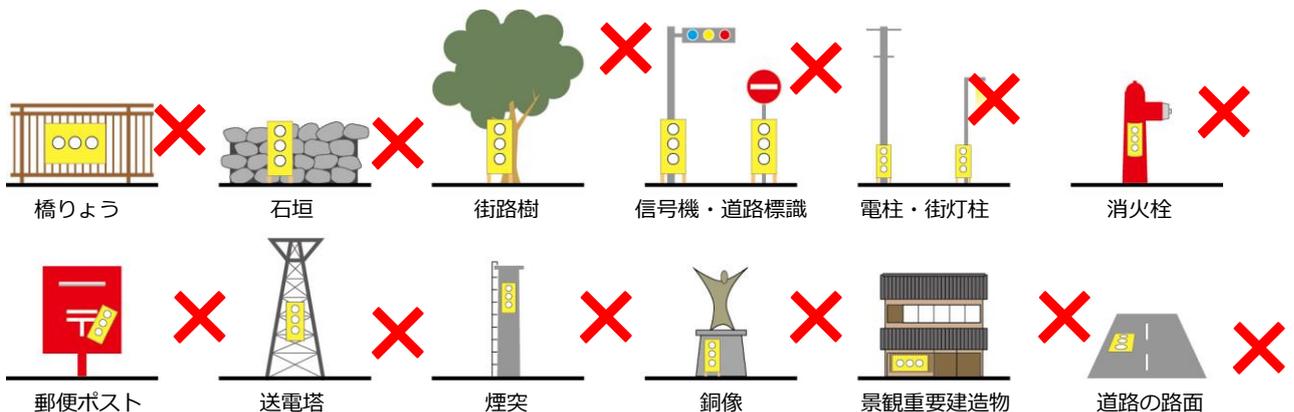
信号機に類似・交通安全の妨げ

禁止物件

条例第5条

福津市屋外広告物条例では、次の物件には、原則として広告物を表示できません。(適用除外→P12)

- 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- 石垣、擁壁の類
- 街路樹、路傍樹、保存樹
- 信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、パーキングメーター、道路情報管理施設、駒止め、里程標の類
- 電柱、街灯柱その他電柱の類、消火栓標識
 - ※はり紙、はり札等、広告旗または立看板等その他これらに類するものの表示・設置の禁止
- 消火栓、火災報知機、防火水槽標識、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔の類
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類
- 銅像、神仏像、記念碑の類
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 道路の路面



禁止地域と許可地域

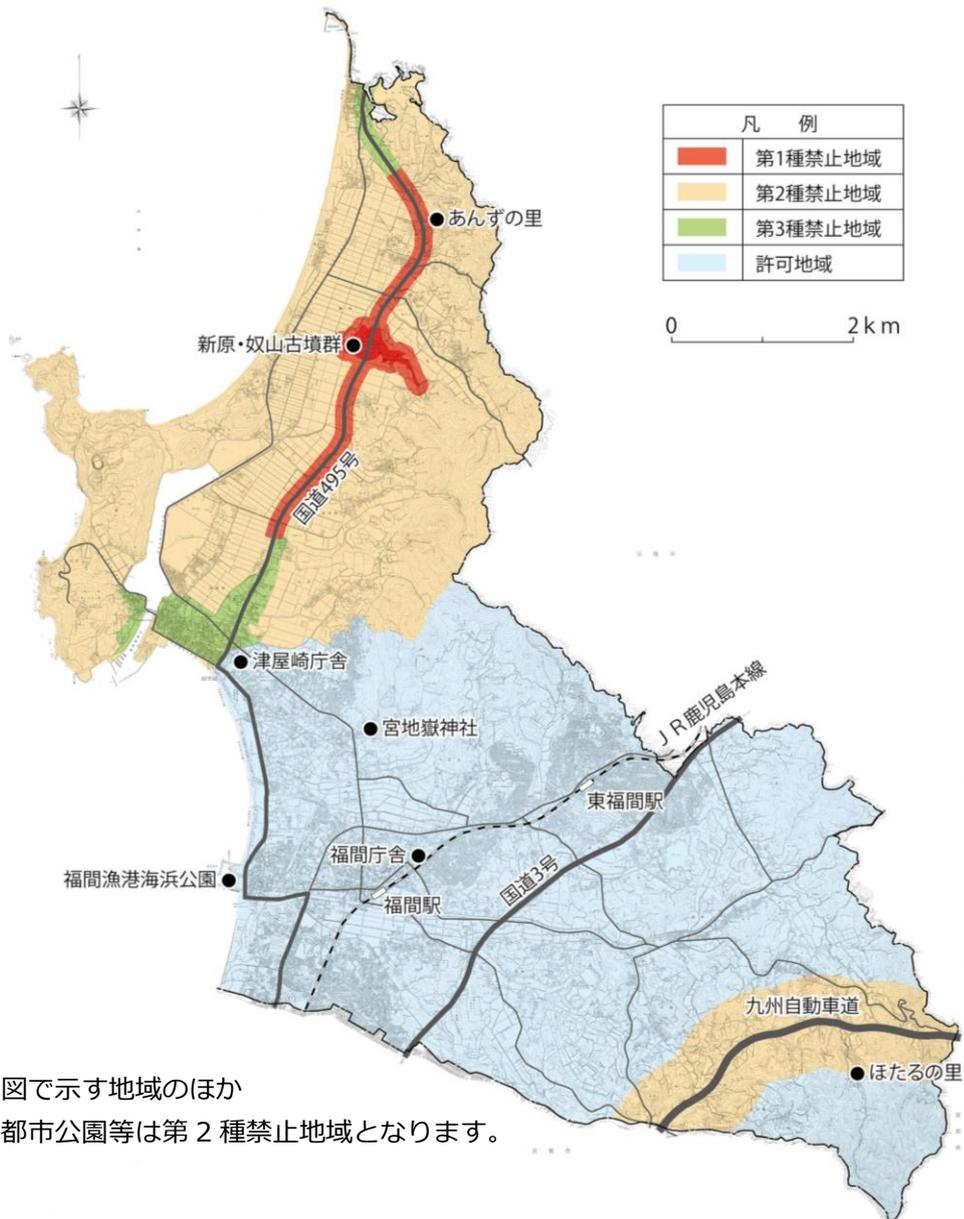
条例第3条、第4条、第6条、第7条、規則別表第1

福津市屋外広告物条例では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3種類の禁止地域と1種類の許可地域を設け、地域ごとに基準を定めています。(適用除外→P12)

| | | | |
|--------------------------------|---|-------------------------------|-----------------------------------|
| 厳しい ↑ 規 制 ↓ 緩やか | 禁止 地 域 | 原則として自家広告物(※1)のみ表示、設置が可能な地域 | |
| | | 第1種禁止地域 | 特に良好な自然景観や歴史・文化遺産等を保全する地域 |
| | | 第2種禁止地域 | 良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観等を保全する地域 |
| | 第3種禁止地域 | 良好な自然環境とまちなみが調和した景観を保全・形成する地域 | |
| 許可 地 域 | 自家広告物、非自家広告物(※2)ともに表示、設置が可能な地域で、土地利用の状況に応じた良好な景観を形成する地域 | | |

- ※1 自家広告物 … 自己の氏名、名称、店名若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物
- ※2 非自家広告物 … 自家広告物以外の広告物

地域区分図



※上記地域区分図で示す地域のほか
古墳・墓地・都市公園等は第2種禁止地域となります。

屋外広告物の基準

条例第16条、規則第15条、規則別表第4

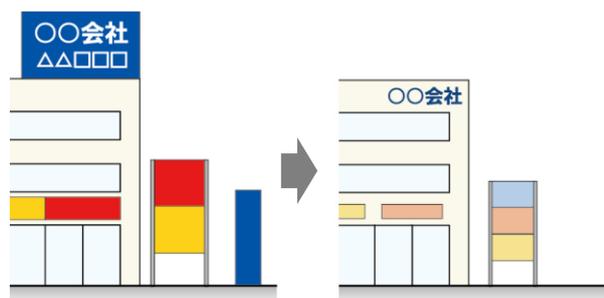
福津市で屋外広告物を設置するときは、共通基準、色彩等基準、個別基準、総量規制の4種類の基準・規制に適合しなければなりません。

共通基準

| 項目 | 基準 |
|----------|--|
| 広告物の規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とすること ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること ・主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できる限り共同化・集合化を図ること ・広告旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとすること |
| 周辺との調和 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観を引き立たせる質の高いデザインとするように努めること ・建築物、工作物に付属させる広告物については、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との調和を図ること ・稜線を乱す屋上広告物等は、表示または設置しないよう努めること ・野立広告物が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにすること |
| 色彩や光の使い方 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとすること ・蛍光、夜光その他これらに類する塗料は使用しないよう努めること ・動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努めること ・反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告またはこれらに類するものは、表示または設置しないよう努めること |
| 設置の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設については、展望に配慮する施設（道路、河川、漁港、港湾）として位置づける ・禁止地域にあつては、自家広告物等以外の屋外広告物を出来る限り設置しないように努めること |
| 耐久性・安全性 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の材質が耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法が倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものとすること |
| 他法令の遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあつては、これらの法令の規定に適合すること |

広告物の規模

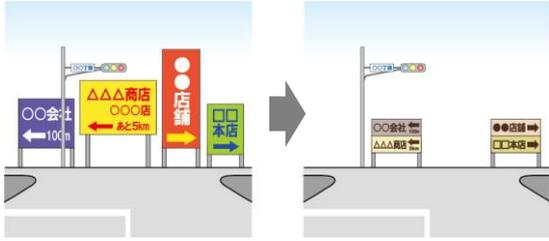
広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とする。



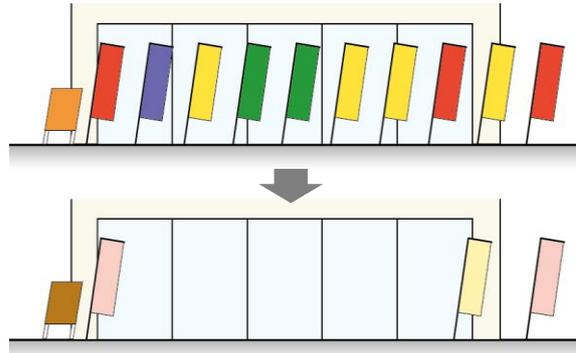
複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。



主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。

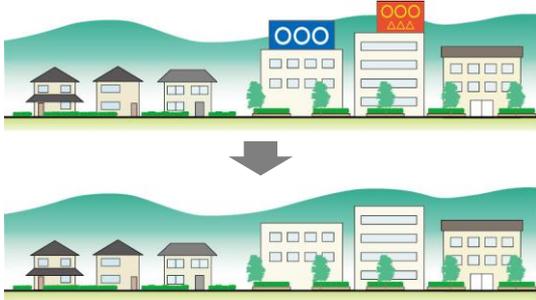


のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和させる。

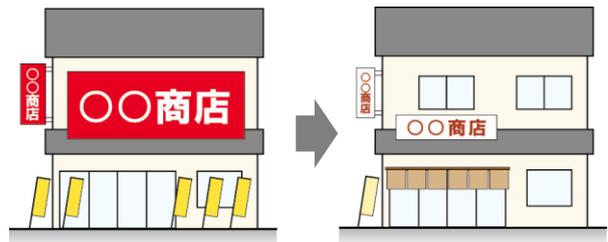


周辺との調和

広告物の形態意匠は地域特性や周辺景観との調和を図り、稜線を乱さないよう努めること。

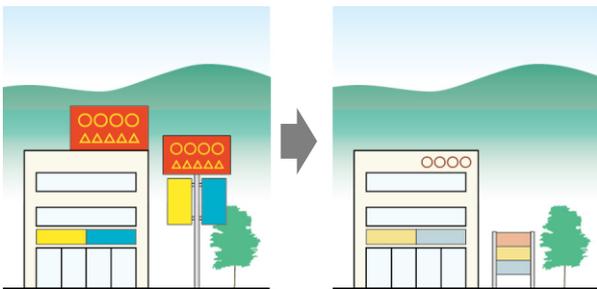


建築物、工作物に付属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。



色彩や光の使い方

屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。



他法令の遵守

道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。

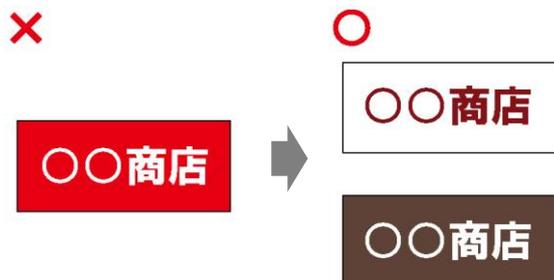
※（P8「突出広告物」、P2「注2」参照）

色彩、照明等基準

| 色彩・照明等の種類 | 色彩・照明等許可基準 | | | |
|--|---------------------------------------|---------|---------|------|
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | 許可地域 |
| 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格日本産業規格Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に定める彩度 | 彩度6を超える色彩を使用する面積が1面の表示面積の2分の1以下とすること。 | | | — |
| 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用 | 使用を禁止する。 | | | — |
| 動光、点滅照明、その他これらに類似するもの | 表示又は設置を禁止する。 | | | — |
| 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告又はこれらに類するもの | 表示又は設置を禁止する。 | | | — |

色彩

彩度6を超える色彩を使用する面積が、1面の表示面積の2分の1以下とすること。

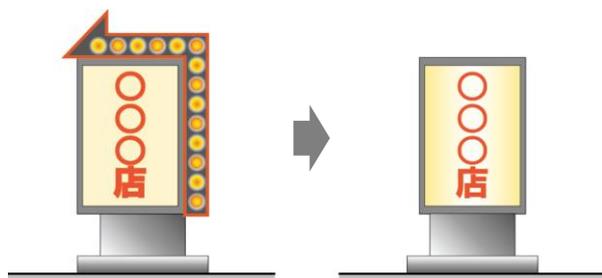


蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用を禁止する。

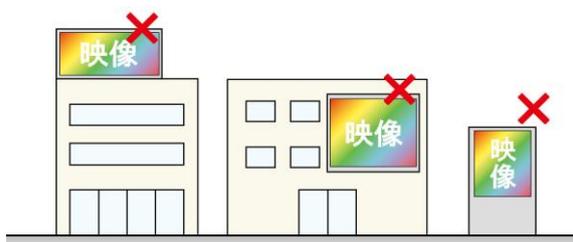


照明等

動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。

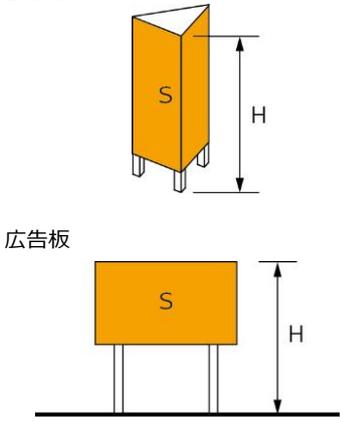
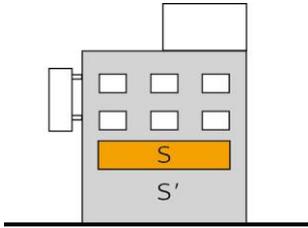
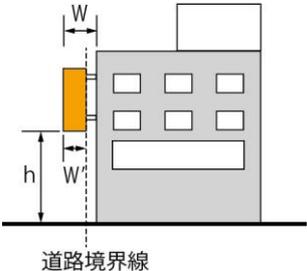


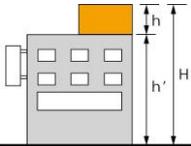
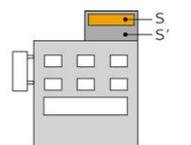
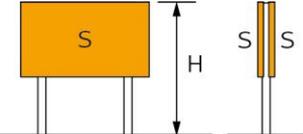
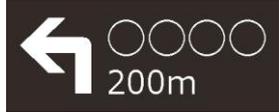
反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告その他これらに類するものの表示又は設置を禁止する。



個別基準

【固定広告物】 許可期間 3年以内

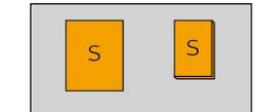
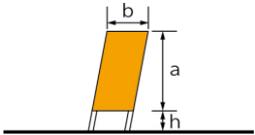
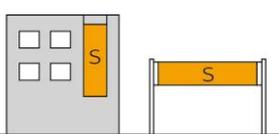
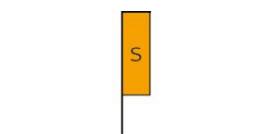
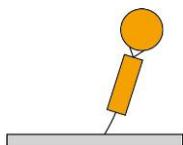
| 野立広告物 | 基準 | | | |
|--|--|---|--|------|
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
|  <p>広告塔</p> <p>広告板</p> | <p>【広告塔、広告板】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ (H) ≤ 6 m 面積 (S) ≤ 5 m² (合計) 自家広告物に限る | <p>【広告塔、広告板】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ (H) ≤ 8 m 面積 (S) ≤ 10 m² (合計) 自家広告物に限る | <p>【広告塔】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ (H) ≤ 15 m 面積 (S) ≤ 50 m² (1面) 相互距離 ≥ 15 m 商業地域は高さ (H) ≤ 30 mのみ <p>【広告板】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ (H) ≤ 5 m 面積 (S) ≤ 50 m² (1面) 相互距離 ≥ 5 m 商業地域は高さ (H) ≤ 5 mのみ <p>注) 鉄道または国道・主要地方道からの展望目的の野点広告は、別途基準あり</p> | |
| ※自家広告物または管理広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |
| 壁面広告物 | 基準 | | | |
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
|  | <ul style="list-style-type: none"> 面積 (S) $\leq 1/4$ 面積 (S') (各壁面) 自家広告物に限る | <ul style="list-style-type: none"> 面積 (S) $\leq 1/3$ 面積 (S') (各壁面) 自家広告物に限る | <ul style="list-style-type: none"> 面積 (S) $\leq 1/3$ 面積 (S') (各壁面) 商業地域は面積 (S) $\leq 3/5$ 面積 (S') (各壁面) | |
| ※自家広告物または管理広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |
| 突出広告物 | 基準 | | | |
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
|  <p>道路境界線</p> | <ul style="list-style-type: none"> 出幅 (W) ≤ 1.0 m 高さ (h) ≥ 2.5 m 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと 自家広告物に限る | <ul style="list-style-type: none"> 出幅 (W) ≤ 1.5 m 高さ (h) ≥ 2.5 m 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと 自家広告物に限る | <ul style="list-style-type: none"> 面積 (S) ≤ 20 m² (合計) | |
| <ul style="list-style-type: none"> (車道上) 高さ (h) ≥ 4.5 m、(歩道上) 高さ (h) ≥ 2.5 m 道路境界線からの出幅 (W') ≤ 1.0 m | | | | |
| ※自家広告物または管理広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |

| 屋上広告物 | 基準 | | | |
|--|---|--|---|------|
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
| <p>屋上に設置する場合</p>  <p>屋上構造物利用の場合</p>  | <p>禁止</p> <p>※勾配屋根に取り付ける自家広告物で、屋根高を超えないものを除く</p> | <p>【屋上設置、屋上構造物利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ (h) ≤ 3m ・高さ (h) ≤ 1/3 高さ (h') ・自家広告物に限る | <p>【屋上設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ (h) ≤ 2/3 高さ (h') ・高さ (H) ≤ 50m <p>【屋上構造物利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) < 1/2 面積 (S') (各壁面)、1/2 以上の場合は屋上に設置する広告物扱い | |
| ※自家広告物または管理広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |
| 案内誘導広告物 | 基準 | | | |
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
| <p>集合の場合</p>  <p>表示内容 (例)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ (H) ≤ 5m ・面積 (S) ≤ 2㎡、合計面積 (S+S) ≤ 4㎡ <p>【集合の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) ≤ 8㎡、合計面積 (S+S) ≤ 16㎡、1施設面積 (S') ≤ 2㎡ ・表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限る ・設置箇所は、原則として一施設につき禁止地域内で3箇所以内 ・色彩は、原則として3色以内 ・複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化 <p>※第1種禁止地域における設置は、指定する地域に限る</p> <p>①「あんずの里入口」交差点 ②「桂区」交差点 ③「練原」交差点 ④「大石下」交差点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記交差点の中心から半径 100m以内にある民有地に設置するものであり、道路交通の妨げ等とならないものであること | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物ごとの個別基準が守られていること | | |
| ※すべて許可申請が必要 | | | | |

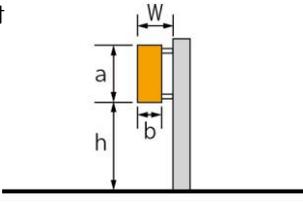
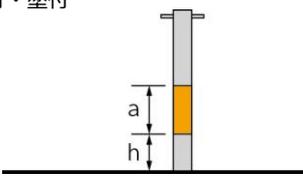
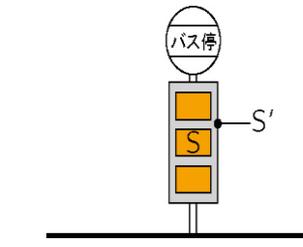
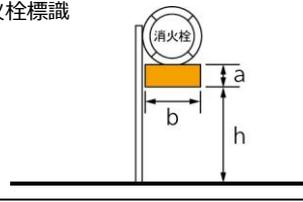
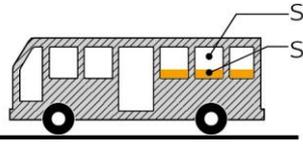
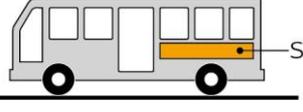
総量規制 (規則別表第2の2)

| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | 許可地域 |
|---|---|---------|---------|-------|
| | | 10m以内 | 15m以内 | 20m以内 |
| 野立広告物、壁面広告物、 突出広告物、屋上広告物の 1敷地あたりの総量 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通基準、色彩等基準、個別基準に適合すること ・第2種禁止地域、第3種禁止地域における延面積1,000㎡を超える店舗、宿泊施設等は、1,000㎡ごとに総量を10㎡緩和できる。ただし、第2種禁止地域は45㎡、第3種禁止地域は50㎡を上限とする ・上記にかかわらず、景観審議会で「良好な景観または風致を害するおそれがなく、市の良好な景観の形成に寄与する」と特に認められた場合は、総量規制を緩和 | | | |

【簡易広告物①】 許可期間1月以内 (禁止地域のアドバルーンは3日以内)

| はり紙、はり札等 立看板等 広告幕、広告旗 | 基準 | | | 許可地域 |
|--|---|---------|---------|--|
| | 禁止地域 | | | |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
| はり紙 はり札等  | <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) ≤ 1㎡ | | | |
| 立看板等  | <ul style="list-style-type: none"> ・縦 (a) ≤ 2m ・横 (b) ≤ 1m ・脚の長さ (h) ≤ 0.3m | | | |
| 広告幕  | <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) ≤ 15㎡ ・風圧に耐えるようにしっかりと係留すること ※外周すべてを固定している広告幕は、広告板の基準を適用する | | | |
| 広告旗  | <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) ≤ 2㎡ ・4本以上設置する場合は相互の距離を3メートル以上とすること | | | <ul style="list-style-type: none"> ・面積 (S) ≤ 2㎡ |
| ※自家広告物または管理広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |
| アドバルーン | 基準 | | | 許可地域 |
| | 禁止地域 | | | |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・1敷地につき1個まで ・風圧に耐えるようにしっかりと係留すること ・禁止地域では許可期間は3日以内とする | | | |
| ※自家広告物などで、一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |

【簡易広告物②】 許可期間3年以内

| 電柱、街灯柱、標識等を利用する広告物 | 基準 | | | |
|--|---|---------|---------|------|
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
| <p>袖付</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 縦 (a) $\leq 1.5\text{m}$ 横 (b) $\leq 0.8\text{m}$ 出幅 (W) $\leq 0.8\text{m}$ (車道上) 高さ (h) $\geq 4.5\text{m}$、(歩道上) 高さ (h) $\geq 2.5\text{m}$ | | | |
| <p>巻付・塗付</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 縦 (a) $\leq 1.8\text{m}$ 高さ (h) $\geq 1.2\text{m}$ 1本につき1個まで (金具で四隅を繋がれたものについては、1組までとする) | | | |
| <p>バス停留所標識</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 面積 (S) $\leq 1/3$ 面積 (S') ※面積 S は広告物 1 枚当たりの面積とする | | | |
| <p>消火栓標識</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 縦 (a) $\leq 0.4\text{m}$ 横 (b) $\leq 0.8\text{m}$ (車道上) 高さ (h) $\geq 4.5\text{m}$、(歩道上) 高さ (h) $\geq 2.5\text{m}$ | | | |
| ※管理広告物で一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |
| 自動車の外面を利用する広告物 | 基準 | | | |
| | 禁止地域 | | | 許可地域 |
| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | |
| <p>車体の外面全面を利用する定期路線バス (ラッピングバス)</p>  <p>広告板を用いる定期路線バス</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ○定期路線バスの外面全面を利用する場合 (ラッピングバス) <ul style="list-style-type: none"> 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみで、面積 (S1) $\leq 3/10$ 面積 (S') (各面) 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする 表示方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと ○定期路線バスの外面を利用する広告板の場合 <ul style="list-style-type: none"> (側面) 面積 (S2) $\leq 5\text{m}^2$、(後面) 面積 (S2) $\leq 0.5\text{m}^2$ | | | |
| ※自家広告物などで一定の面積以下は適用除外 (→P12) | | | | |

禁止地域、許可地域、禁止物件で適用除外となる広告物の例

- 他法令の規定により表示する広告物
 - ・道路標識、交通標識など法令の規定により表示するもの
- 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
 - ・簡易広告物以外の広告物については、事前に市長と協議し、同意を得ることが必要
- 公職選挙法の規定に基づく選挙運動用のポスター、立札など
- 公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を表示する場合 ※共通基準、色彩等基準、個別基準に適合すること
 - ・一平面の1/20以下かつ0.5㎡以下、原則1個限り
 - ・広告物活用地区、景観保全型広告整備地区、広告物協定地区では確認や届出等が必要

禁止地域、許可地域で適用除外となる広告物の例 ※共通基準、色彩等基準、個別基準に適合すること

- 自家広告物 ※面積計算には簡易な広告物（はり紙・はり札等、立看板等、広告幕、広告旗）を含む

| 地域の種別 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | 許可地域 |
|----------------|---------|-------------------|---------|-------|
| 1敷地あたりの表示面積の合計 | 5㎡以内 | 10㎡以内 (一部5㎡以内) | 10㎡以内 | 15㎡以内 |

- 管理広告物

| 地域の種別 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | 許可地域 |
|----------------|---------|---------|---------|------|
| 1敷地あたりの表示面積の合計 | 2㎡以内 | 5㎡以内 | | |

- 工事現場の板塀や板囲いに表示される広告物で、非営利かつ工事期間中に限り表示されるもの
- 冠婚葬祭または祭礼等のため、一時的に表示する広告物
- 講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物
- 自動車に表示される広告物で自家広告または営利を目的としない宣伝等（合計面積10㎡以内）
- 拠点が福津市外にある定期路線バスで、拠点地の条例に従って設置されているもの
- 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示されるもの
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 政治資金規正法の届出を行った政治団体が政治活動のために表示・設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等で、表示期間が1か月以内のもの

禁止物件で適用除外となる広告物の例 ※共通基準、色彩等基準、個別基準に適合すること

- 自家広告物・管理広告物

| 地域の種別 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 | 許可地域 |
|----------------|---------|---------|---------|------|
| 1敷地あたりの表示面積の合計 | 2㎡以内 | 5㎡以内 | | |

許可を受けることにより禁止地域に設置可能 ※共通基準、色彩等基準、個別基準に適合すること

- 自家広告物 ※耐久性のある広告物（広告塔、広告板）の面積の合計
 - ・第1種禁止地域 … 合計10㎡以内
 - ・第2種禁止地域 … 合計15㎡以内
 - ・第3種禁止地域 … 合計20㎡以内
- 公共的目的を持った団体が設置する広告物で、1敷地あたりの合計面積が3㎡以下

表示期間、手数料、罰則

条例第14条、第33条、第36条～第39条

表示期間（規則別表第3）

- はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーンの類 … 1月以内
- 上記以外 … 3年以内

※禁止地域でのアドバルーンを表示・設置は3日以内。

※許可等の期間が1月以内の広告物であって基準に適合し、かつ良好な管理が行われていると認められる広告物は、最長3年まで期間を延長します。

手数料（条例別表）

| 区分 | 種別 | 単位 | 金額 |
|---|------------|----|---|
| はり紙の類 | - | 1枚 | 5円 |
| はり札等の類 | - | 1枚 | 10円 |
| 広告幕、広告旗 | - | 1枚 | 400円 |
| 立看板等 | - | 1個 | 200円 |
| アドバルーン | - | 1個 | 1,000円 |
| 電柱、街灯柱、標識の類 を利用する広告物 | - | 1個 | 200円 |
| 広告塔、広告板、その他 の広告物 ※照明を伴うものは10 割加算 | 1㎡未満 | 1個 | 200円 |
| | 1㎡以上2㎡未満 | 1個 | 400円 |
| | 2㎡以上5㎡未満 | 1個 | 800円 |
| | 5㎡以上10㎡未満 | 1個 | 1,600円 |
| | 10㎡以上20㎡未満 | 1個 | 3,200円 |
| | 20㎡以上30㎡未満 | 1個 | 5,000円 |
| | 30㎡以上50㎡以下 | 1個 | 8,000円 |
| | 50㎡超 | 1個 | 8,000円に50㎡を超える面積（1㎡未満は切り上げ） に1㎡あたり200円を合算した金額（上限50,000円） |

罰則

- 50万円以下の罰金
 - ・措置命令違反を行った者
- 30万円以下の罰金
 - ・違反広告物等の掲出をした者
 - ・許可なく変更、改造を行った者
 - ・除却義務違反を行った者
- 20万円以下の罰金

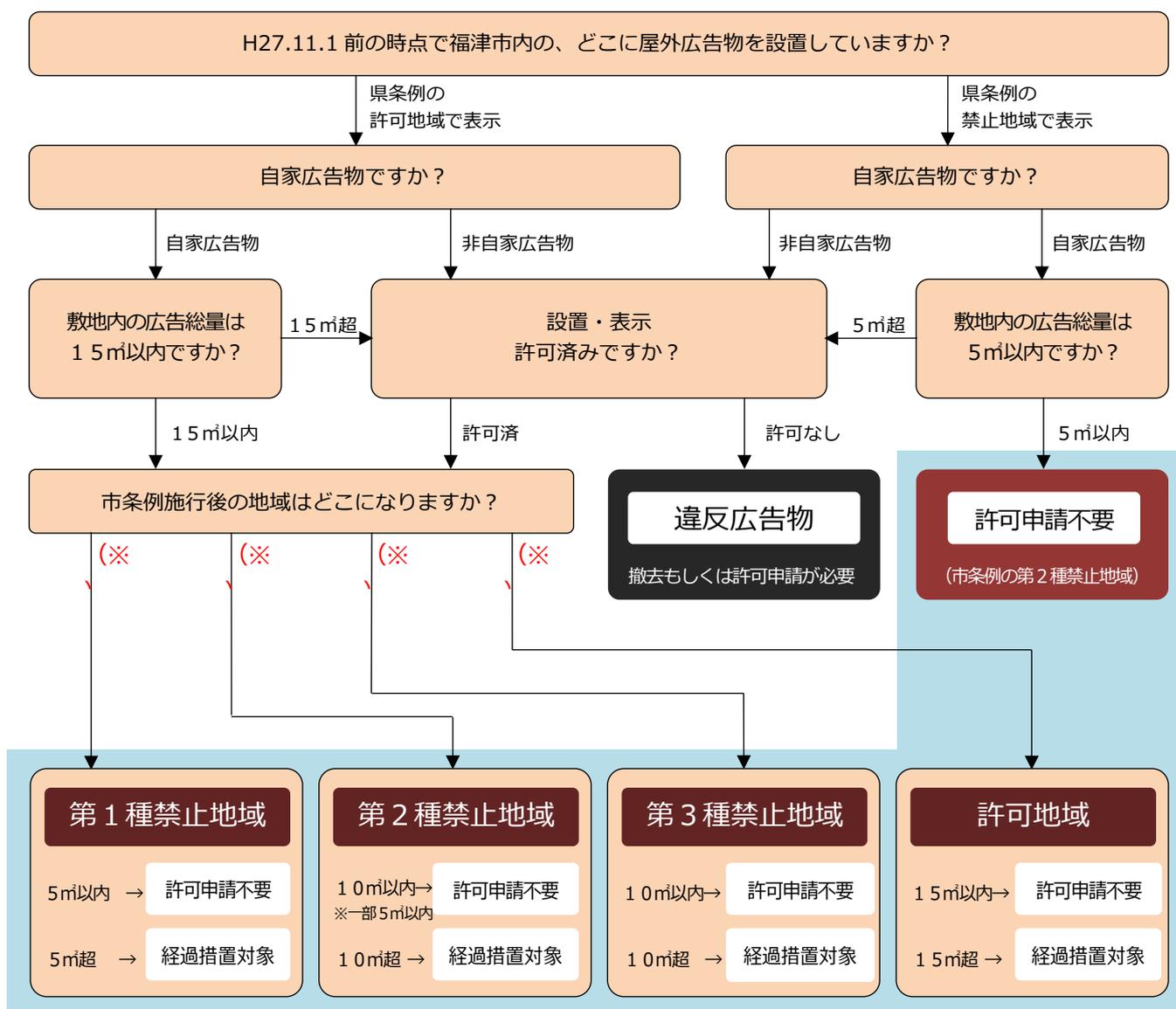
・立ち入り検査に対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたり、検査を拒み、妨げ、忌避したりした者

※法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して違反行為をした場合は、行為者のほか、その法人または人に対しても罰金刑が同様に科されます。

福津市屋外広告物条例の施行前に、福岡県屋外広告物条例の規定により許可を受けているか、もしくは許可申請不要で適法に表示・設置している屋外広告物は、市条例施行後、その屋外広告物に対して変更や改造を行わない限り、市条例の規定による許可を受けたものとして引き続き表示・設置することができます（**期間満了に伴う更新許可申請は必要**）。

経過措置の対象となる屋外広告物かどうかについては、下記チェック図でご確認ください。

経過措置の対象となる屋外広告物チェック図



※面積計算には、許可申請不要の場合は簡易な広告物（はり紙・はり札等、立看板等、広告幕、広告旗）を含みます。
 ※案内誘導広告物、管理広告物、路線バスに表示する広告物は、この図の対象外です。別途許可基準を遵守してください。
 ※P13 に示している広告物は、この図の対象外（許可申請不要）です。
 ※地域の詳細はP 4を参照してください。



福津市屋外広告物の手引き

平成27年11月

福津市

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-62-5036 (直通)

FAX : 0940-43-9005

URL : <http://www.city.fukutsu.lg.jp>

MAIL : toshi@city.fukutsu.lg.jp (都市管理課)

※この手引きの内容に関するお問い合わせは、上記までお願いいたします。